

浜松市景観整備機構に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法(平成16年法律第110号。以下「法」という。)第5章及び、浜松市景観条例(平成20年浜松市条例第89号。)37条に規定する景観整備機構(以下「機構」という。)の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第92条第1項の規定による機構の指定を受けようとする者は、景観整備機構指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとし、その提出部数は正副2部とする。

- (1) 法第93条に規定されている業務のうち、機構として行おうとする業務(以下「業務」という。)に関する計画書
- (2) 定款又は寄附行為
- (3) 登記事項証明書
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書類
- (5) 事業計画書
- (6) 収支予算書
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定の基準)

第3条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、申請者が次に掲げる基準のいずれにも該当すると認めるときは、当該申請者を機構として指定するものとする。

- (1) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。
- (2) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するための必要な措置を講じていること。

2 前条の申請に係る標準処理期間は、60日とする。

(指定)

第4条 市長は、機構の指定をした場合には、景観整備機構指定書(第2号様式)により指定した旨を申請者に通知するものとする。

(名称等の変更の届出)

第5条 法92条第3項の規定による変更の届出は、景観整備機構名称等変更届出書(第3号様式)により行うものとし、その提出部数は正副2部とする。

(業務報告等)

第6条 市長は、機構に対し法第95条第1項の規定に基づき、次の各号に掲げる手続を行わせるものとする。

- (1) 機構は、事業年度開始後速やかに、その事業年度の業務に関する計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。
- (2) 機構は、年度の業務終了後速やかに、その年度の業務に関する報告書及び収支決算書を市長に提出するものとする。

(命令)

第 7 条 市長は、法第 9 5 条第 2 項の規定に基づき機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命令する場合は、景観整備機構業務運営改善命令書(第 4 号様式) により当該機構に命令するものとする。

(指定の取り消し)

第 8 条 市長は、法第 9 5 条第 3 項の規定に基づき機構の指定を取り消したときは、景観整備機構指定取消通知書(第 5 号様式) により当該機構に通知するものとする。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 3 年 1 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 2 4 年 8 月 1 日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

住所(所在地)

申請者 氏名(名称及び代表者氏名)

印

電話番号

景観整備機構指定申請書

景観整備機構の指定を受けたいので、景観法92条第1項の規定により必要書類を添えて、次のとおり申請します。

記

法人の種別	一般社団法人又は一般財団法人 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の特定非営利活動法人	
指定後の 予定業務	景観法93条	
	第1号	良好な景観の形成に関する事業を行う者に対し、当該事業に関する知識を有する者の派遣、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。
	第2号	管理協定に基づき景観重要建造物又は景観重要樹木の管理を行うこと。
	第3号	景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場その他の公共施設に関する事業若しくは景観計画に定められた景観重要公共施設に関する事業を行うこと又はこれらの事業に参加すること。
	第4号	前号の事業に有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。
	第5号	景観法第55条第2項第1号の区域内にある土地を景観農業振興地域整備計画に従って利用するため、委託に基づき農作業を行い、並びに当該土地についての権利を取得し、及びその土地の管理を行うこと。
	第6号	良好な景観の形成に関する調査研究を行うこと。
第7号	全各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成を促進するために必要な業務を行うこと。	

- [添付書類]
1. 機構として行おうとする業務に関する計画書
 2. 定款又は寄附行為
 3. 登記事項証明書
 4. 法人の組織及び沿革を記載した書類
 5. 事業計画書
 6. 収支予算書
 7. その他市長が必要と認める書類

第2号様式(第4条関係)

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

景観整備機構指定書

平成 年 月 日付けの申請のあった景観整備機構の指定については、審査の結果適当であると認められるので、景観法第92条第1項の規定により指定します。

記

- 1 機構の名称
- 2 機構の住所
- 3 事務所の所在地
- 4 業務の内容

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

届出者 氏名（名称及び代表者氏名）

印

電話番号

景観整備機構名称等変更届出書

景観整備機構の名称等を変更したいので、景観法92条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

指定年月日	年 月 日	
指定番号	景観整備機構指定 No.	
変更予定年月日	年 月 日	
変更する事項	名称 住所又は事務所の所在地	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

第4号様式（第7条関係）

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

景観整備機構業務運営改善命令書

景観法第95条第2項の規定に基づき機構の業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命じます。

記

- 1 改善すべき内容
- 2 その他

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して異議申立をすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

第5号様式（第8条関係）

浜松市指令 第 号
平成 年 月 日

様

浜松市長

景観整備機構指定取消書

景観整備機構の指定については、景観法第95条第3項の規定に基づき機構の指定を取り消しますので通知します。

記

- 1 取消しの理由
- 2 その他

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、浜松市長に対して異議申立をすることができます。処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告（訴訟において市を代表する者は市長となります。）として提起することができます。ただし、異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。